

高齢者等階段昇降支援事業補助金 Q & A

質 問	回 答
1 補助金の対象となる機種は決まっていますか。	公益財団法人テクノエイド協会ホームページ（福祉用具検索システム）において介護保険法の保険給付の対象の福祉用具として掲載されている「自走式階段昇降機」に分類されるものに限りです。
2 リース契約の場合、契約期間を自由に決めて構いませんか。	契約期間は、原則として4年（4年とすることが困難な場合は5年以上7年以内）とすることが要件です。
3 令和5年度も補助金は継続されますか。	令和5年度については、当該補助金に係る令和5年度当初予算議案の議決後に予算が確定しますので、現時点で「必ず助成します。」とは申し上げられませんが、令和4年度に選定された申請者が十分な実績を残していながら、予算上の理由により令和5年度に補助金を受けられないなど、不利益を被ることがないように、予算確保に最大限努力して参ります。
4 令和4年度に補助金を受けていたとしても、令和5年度についても、ヒアリング審査を受ける必要がありますか。	令和4年度は新規の参入となるため、ヒアリング等を行って補助対象となる事業所を決定しますが、令和5年度も引き続き、補助金を受けようとする場合は、令和5年度に新規で参入する事業所の選定とは別枠で、令和4年度の事業実績を踏まえ、書類審査のみで決定します。
5 既にリース契約により導入している階段昇降機は、補助金の対象になりますか。	既にリース契約により導入している階段昇降機も対象になりますが、補助金の交付決定日より前の支払済額は対象外です。
6 再リース契約の階段昇降機は、補助金の対象となりますか。	再リース契約の階段昇降機は対象外です。
7 補助上限額の555,000円は税込ですか。	補助上限額は税込の金額です。
8 導入支援で対象となる予備バッテリーは、何個まで認められますか。	予備バッテリーは、導入計画を踏まえ、本市が必要と認める個数とします。
9 補助金はいつもらえますか。	リース費用等のお支払い前に事前に概算で補助金を交付する方法とリース費用等の支払い後に補助金を交付する方法の2パターンあります。
10 階段昇降支援の際、階段昇降機を操作者1人で操作しても問題ないですか。	安全性を十分に確保するため、操作者のほかに補助者とともに操作することが要件です。
11 階段昇降機の操作には補助者を配置して適切な安全管理体制を構築する必要があるとのことですが、この補助者は操作講習を受講する義務はありますか。	補助者については操作講習を受講することが義務ではありませんが、安全管理上の観点から操作講習の受講していただくことを推奨しております。
12 特定の地区や建物に限定して階段昇降支援を行っても補助金の対象となりますか。	1行政区以上（又はこれに相当する範囲）を対象区域として階段昇降機を活用した階段昇降支援を実施することが要件です。
13 介護保険サービスや障害福祉サービスなどではない自費サービスのみの階段昇降支援を行っても差支えないですか。	自費サービスのみの階段昇降支援でも差支えありません。なお、自費サービスの場合、利用者にとって補助金による効果が認められるような運営方法や料金設定をお願いします。
14 ①介護サービス②障害福祉サービス③全額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービスなどの利用が原則であると思いますが、当初計画していたサービス以外で階段昇降機を利用しても良いですか。	計画とした左記①～③のサービスに支障が生じない範囲であれば、他のサービス（使用例：通所系サービス）で利用していただいても差支えありません。
15 6事業所を超えるの応募があった場合は、どのように選定しますか。	ヒアリング審査により最大6事業所を選定する予定です。
16 応募が全部で6事業所だった場合、すべての事業所に補助金が交付されますか。	事業所数にかかわらず、ヒアリング審査の結果、一定の水準に満たない事業所については選定しません。
17 補助金により導入した階段昇降機を使用した事業は、いつまで続ける必要がありますか。	リース契約又は割賦販売契約の契約期間（一括払いによる購入の場合は4年）以上継続する見込みであることが要件です。
18 個人事業主で福祉タクシーを営業しておりますが、補助対象となりますか。	補助の対象者は法人に限定しているため、対象外となります。
19 自治会で購入したいと考えていますが、助成対象となりますか。	補助の対象者は法人に限定しているため、法人格を有する自治会であれば対象となります。